

## 「森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務委託」

### 面接審査実施要領

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務委託

##### (2) 目的

近年のサウナブームによりサウナ人口が増加傾向にある。良質な紀州材ヒノキ製サウナを地域住民や観光客にリラクゼーションの場として提供し、「ほんものの癒し」を体感してもらうことで木の本来の魅力と可能性を肌で感じてもらう。

新たな観光資源の一つとして紀州材製品をPRしていく中で、林業や、木材産業に興味を持ってもらうことが木材普及につながり、木材の流通、森林整備を促進することで、健全な森林の育成を図ることを目的とする。

##### (3) 業務内容

仕様書のとおり

##### (4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

#### 2 備品設備の使用料及び運営管理料

業務受託者が町に支払う備品設備の使用料は、1基につき月額10,000円とする。但し、利用料金制を導入しない場合は協議のうえ決定する。

運営管理料については無料とする。(町からの支払いはなし)

※本業務では基本的には利用料金制の導入を想定しているため、運営管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。

利用料金制を導入しない場合も、備品設備を利用することにより、集客等その他の収益に繋がると考え運営管理料は無料とする。

#### 3 開業準備経費

業務受託者は、自らの責任において開業準備業務を行うものとし、それに係る経費について町は一切負担しない。

#### 4 業者選定方式

面接審査

#### 5 応募資格

(1) 和歌山県内に本店または支店を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当して

いない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または、同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- (8) 本審査及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

## 6 スケジュール（予定）

公募開始（HP）	令和5年3月2日(木)
応募受付期間	令和5年3月2日(木)～令和5年3月13日(月) 午後5時15分まで
質問受付期間	令和5年3月2日（木）～令和5年3月10日(金) 正午まで
面接審査	令和5年3月15日(水)（詳細な時間等は別途通知する）
審査結果通知	令和5年3月20日(月)までに文書で通知する
契約締結	受託者と協議のうえ決定する

## 7 参加手続き等

- (1) 実施要領等の配布方法及び期間
  - 配布方法 すさみ町のホームページからダウンロードすること  
<http://www.town.susami.lg.jp>
  - 配布期間 令和5年3月2日(木)～令和5年3月13日(月)午後5時15分まで
- (2) 応募申込書の提出
  - 面接審査参加希望者は、令和5年3月10日(金)午後5時15分（必着）までに「応募申込書」（様式1）と「法人の概要」（様式2）を事務局に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。
- (3) 事務取扱時間等
  - 午前8時30分から12時まで及び午後1時から5時15分まで。ただし、土、日、祝祭日を除く。

#### (4) 質問の受付

実施要領等に関する質問は、令和5年3月10日(金)正午までに「質問票」(様式3)によりFAX又は電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『森林環境保全型サウナゴヤモデル事業運営管理業務委託に関する質問』と明記すること。また、FAXによる場合は、送信後、事務局に着信確認の電話をすること。

FAXによる質問に対してはFAXにて、電子メールによる質問に対しては電子メールにて回答する。

### 8 審査方法

#### (1) 面接審査

日時・場所

令和5年3月15日(水)午前9時30分~ ※申込書提出順

すさみ町役場2階 中会議室

参加者の集合時間は、別途通知する。

#### (1) 審査結果の通知

結果通知については、令和5年3月20日(月)までに文書で通知する。

#### (2) 辞退等

契約候補者が業務を開始する日までに辞退を申し出たときや、契約候補者の決定が取り消されたときは、次点候補者を契約候補者とする。

#### (3) 問い合わせ

審査結果に対する問い合わせは、一切受け付けない。

### 9 契約

選定された事業者は、通知があり次第、すさみ町産業振興課と協議を行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

### 10 その他留意事項

(1) 本審査に要した費用は、全て審査参加者が負担するものとする。

(2) 提出書類等の返却はしない。

(3) 契約後すさみ町と協議を行い、内容の変更を加えることがある。

(4) 「応募申込書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記事務局まで連絡をするとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。

(5) 面接は1者であっても、参加資格を有する業者であれば面接を実施する。

(6) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議し対応する。

(7) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、参加を申込みこととする。

11 事務局

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地 すさみ町役場2階  
産業振興課 担当：関本

電話番号0739-55-4805 FAX0739-55-4810

電子メールアドレス [shinkou@town.susami.lg.jp](mailto:shinkou@town.susami.lg.jp)